

事 務 連 絡

平成 30 年 3 月 1 9 日

一般財団法人日本消防設備安全センター

理事長 原田 正司 様

消 防 庁 予 防 課 長

(公 印 省 略)

発煙体にフロン類を使用しない加煙試験器について

平素から予防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 2 月 9 日に「環境物品等の調達に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の変更について閣議決定されました。

この基本方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）第 6 条に基づき、国、独立行政法人及び特殊法人（以下「国等の機関」という。）が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため定めているものであり、国等の機関が重点的に調達を推進する環境物品等の種類である特定調達品目及びその判断の基準について規定されています。

このたびの基本方針の変更により、特定調達品目として「加煙試験」の項目が新たに追加され、「加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。」が判断の基準とされました（別添資料参照）。今後の国等の機関による自動火災報知設備等の煙感知器の点検業務の調達においては、これらの基準に基づき行われる予定ですので、ご留意くださいますようお願いいたします。なお、平成 30 年度の 1 年間は、当該判断の基準の適用について経過措置が設けられています。

貴職におかれましては、各都道府県消防設備協会を通じて会員事業者に対しこの旨周知していただきますようお願いいたします。

別添資料：「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針説明会 資料(抜粋)
(URL：http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/index.html)

消防庁予防課設備係 担当：四維、馬場 電話：03-5253-7523 F A X：03-5253-7533
--